

地方独立行政法人東京都立病院機構監事監査規程

制定 令和4年9月22日付R04病総総人第637号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する、監事が行う地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務について適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、公正な立場で適切に監査を実施することにより、法人の業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう努めなければならない。

- 2 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けなければならない。
- 3 監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(理事長との会合)

第4条 監事は、理事長と定期的に会合を持ち、理事長の業務運営を確かめるとともに、法人が対処すべき課題、法人を取り巻くリスク、監事への報告体制その他監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めなければならない。

- 2 監事は、前項の会合について、必要に応じて関係する役職員その他会計監査人の出席を求めることができる。
- 3 第1項のほか、監事は、常時理事長と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めなければならない。

(監査の対象)

第5条 監査は、法人の業務及び会計の執行状況について行う。

(監査事項)

第6条 前条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- 二 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画の実施状況に関する事項
- 三 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
- 四 決算報告書、地方独立行政法人東京都立病院機構会計規程第52条第1項各号に規定する財務諸表及び事業報告書の真実性及び妥当性に関する事項
- 五 資産の取得、使用及び処分等の適法性及び妥当性に関する事項
- 六 債権の管理の適法性及び妥当性に関する事項
- 七 役職員の給与、諸手当等の適法性及び妥当性に関する事項

八 業務能率化の状況に関する事項

九 その他法人の業務及び会計の執行状況の監査に関し必要な事項

(監査の種類)

第7条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は第11条に定める監査計画に基づき実施する。

3 第1項の臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監査の業務支援)

第8条 監事は、業務監査及び会計監査にあたっては法人本部の職員に、その業務の支援を求めることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て前項の職員以外に臨時に監査に関する業務を支援させることができる。

3 第1項及び2項により監査の業務支援を行う職員(以下「補助者」という。)は、監事の指揮命令に基づき、他の役職員(監事を除く。)から独立して業務の支援を行うものとする。

4 補助者は、監査業務の支援にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事故又は異例の事態への監事への報告)

第9条 役職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したとき又は法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けた時は、その調査を行い、必要な場合には助言又は勧告を行うことができる。

(不正行為等の報告)

第10条 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するものとする。

2 役職員は、他の役職員の不正、違法行為若しくは著しい不当事実を認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合、監事は速やかに必要な調査を行い、必要に応じて、その結果を理事長に報告するものとする。

4 本条に基づく報告をした者は、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けない。

(監査計画)

第11条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画(以下「監査計画」という。)を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りではない。

2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査計画の内容)

第12条 前条第1項に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

一 監査の基本方針

- 二 監査の重点項目
- 三 監査の実施期間
- 四 監査の方法
- 五 監査の補助者

(監査の実施)

第13条 監事は、監査計画に基づく監査を実施する。

(監査の方法)

第14条 監事は、書面監査及び実地監査その他適宜の方法により行う。

(重要な会議への出席)

第15条 監事は、理事会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(役職員への質問)

第16条 監事は、監査を行うため必要がある場合は、役職員に対して、業務運営に関し質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 補助者は、監事と共に又は監事の指示に基づき、役職員に対して、業務運営に関し質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 役職員は、監事及び補助者に協力するとともに、報告又は説明を求められた役職員は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(文書の閲覧及び調査)

第17条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

- 2 監事は、規程類及び重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかどうかを調査することができる。
- 3 監事は、法人の財産状況を調査することができる。

(内部監査部門との連携)

第18条 監事は、監査業務の執行に当たり、法人の内部監査担当部門（以下「内部監査部門」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

- 2 監事は、内部監査部門から、内部監査に係る計画、結果その他監査業務に必要な事項について報告を受け、必要に応じて、内部監査部門に対して、説明、調査その他監査のために必要な対応を求めることができる。
- 3 監事は、内部監査部門が実施した監査の方法及びその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その監査結果を利用し、自らの意見を述べるることができる。

(会計監査人との連携)

第19条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報共有及び意見交換を行うとともに、組織的かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

- 2 監事は、会計監査人が実施した監査の結果に関する報告を受け、重要と認める事項について

て会計監査人に説明を求めることができる。

- 3 監事は、会計監査人が実施した監査の方法及びその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その監査結果を利用し、自らの意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事長と会計監査人との会合に出席し、意見を述べるができる。

(監査結果報告書)

第 20 条 監事は、監査終了後遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する監査結果報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査結果の概要
- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他必要と認める事項

(監査後の措置)

第 21 条 理事長は、監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の是正又は改善措置の状況等について文書又は口頭による報告を求めることができるものとし、この場合において、理事長は、監事に対して、適時かつ適切な方法で当該措置の状況等について報告をしなければならない。

(理事長への意見の提出)

第 22 条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(東京都知事への意見の提出)

第 23 条 監事は、法第 13 条第 5 項の規定により、監査の結果に基づき東京都知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(改正)

第 24 条 この規程を改廃する場合には、監事と理事長は協議をしなければならない。

附 則 (令和 4 年 9 月 2 2 日付 R04 病総総人第 637 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。